

## 別紙1：給付金・助成金・補助金情報（2020年7月末時点）

### ① 持続化給付金 ~~前年同月比50%以上減少の可能性があるので~~

資料：[経済産業省HP](#) ~~申請受付期間 R2年5月1日～R3年1月15日~~

#### 【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

#### 【給付額】

前年の総売り上げ-前年同月比50%月の売上×12ヶ月法人は200万円以内、個人は100万円以内

### ② 雇用調整助成金 ~~清掃スタッフ3名とカフェスタッフ2名を申請予定~~

雇用庁施助成金（新型コロナ特例）

事業主の皆さまに、雇用調整助成金を活用し雇用維持に努めて頂けるよう、令和2年9月30日まで特例措置を実施しています。（厚生労働省HPより）

資料：[厚生労働省HP](#) 計画届の事後提出締切：6月30日

助成内容と受給できる金額	中小企業	中小企業以外
(1)休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※対象労働者1人あたり8,330円が上限です。	2/3	1/2
(2)教育訓練を実施したときの加算（額）	（1人1日当たり）1,200円	

[最新情報↓](#)

2020年4月1日から6月30日までの「緊急対応期間」については雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含め、助成率の引き上げ（中小4/5、大企業2/3。解雇等を行わない場合は中小9/10、大企業3/4）が行われます。

### ③ 有給休暇取得支援助成金

■ 「新型コロナ休暇支援」の形で提供中

今般、対象となる休暇取得の期限を延長し、令和2年2月27日から9月30日までの間に取得した休暇についても支援を行います。

また、令和2年4月1日以降に取得した休暇の1日あたり上限額を8,330円から15,000円に引き上げました。（厚生労働省HPより）

■ 正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金。お子さんのいるスタッフに。

資料：[厚生労働省HP](#) 締切：4月15日発表

助成内容と受給できる金額	大企業・中小企業
新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等（※）に通う子、風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子 ※小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等 ※対象労働者1人あたり8,330円が上限です。	休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

### ④ 持続化補助 ~~■ オンラインショップなどで利用できないか。~~

■ 第3回支援分 申請受付 R2年10月2日まで

コロナ特別対応型は R2年8月7日まで

資料：[経済産業省HP P.32](#) [申し込みリンク先](#) 公募締切：6月5日

【対象】 小規模事業者 等

【補助額】 ～50万円

【補助率】 2/3

【想定される活用例】

小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべくインターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る  
旅館が、自動受付機を導入し、省人化する

最新情報↓

サプライチェーンの毀損等一定の用途に対応する「特別枠」に該当する場合は100万円に引上げ

## ⑤ IT 導入補助 ■PC レンタルなどハードも対象

■ 6次分まで終了 ⇒ 7次分：R2年8月31日まで、8次分：R2年9月30日まで

資料：[経済産業省 HP P.33](#) [申し込みリンク先](#) 締切：6月末頃予定

【対象】 中小企業・小規模事業者 等

【補助額】 30～450 万円

【補助率】 1/2

【想定される活用例】

在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する

最新情報↓

サプライチェーンの毀損等一定の用途に対応する「特別枠」に該当する場合は補助率を2/3へ  
引上げ

## ⑥ 新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金

テレワークコース ■クラウドの有料化のタイミングで申請

資料：[厚生労働省 HP](#) 助成の対象となる事業の実施期間：5月31日（申請受付終了）

■ 働き方改革推進支援支援助成金（テレワークコース）としては申請受付中

・申請受付 R2年12月1日まで（但し、本期限までに終了する可能性あり）

【対象】 中小企業・小規模事業者 等

【補助額】 ～100 万円

【補助率】 1/2

【想定される活用例】

▼テレワーク用通信機器の導入、就業規則・労使協定等の策定・変更

## ⑦ テレワークマネージャー相談事業

資料：[総務省（総務省令和2年度 テレワークマネージャー相談事業 HP）](#)

テレワークに適したシステム（在宅勤務などを行うための ICT 機器、システム）や情報セキュリティ、勤怠労務管理、その他テレワーク全般に関する情報提供・相談。